

事務連絡
令和8年2月25日

関係府省庁担当課室 御中

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局
人工知能政策推進室

「人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針」の周知について（依頼）

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和7年法律第53号。以下「AI法」という。）第13条に基づき、事業者、国民等の全ての主体（AI法第4条から第8条に規定される、国、地方公共団体、研究開発機関、活用事業者、国民を指す。）におけるAIの研究開発・活用の適正な実施に係る自主的かつ能動的な取組を促すため、昨年末、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針」（令和7年12月19日人工知能戦略本部決定）を策定したところです。

つきましては、特に、活用事業者におけるAIの研究開発・活用の適正な実施をより確実なものにするため、別添のとおり関係団体等への周知に御協力お願い申し上げます。

以上

【本件担当】

内閣府
科学技術・イノベーション推進事務局
人工知能政策推進室

担 当：佐藤、最上、黒田

T E L：03-6257-1337

メール：takayuki.sato.m7p@cao.go.jp

kei.mogami.f5e@cao.go.jp

akari.kuroda.v5t@cao.go.jp